

令和8年度
水質検査計画

山武郡市広域水道企業団

目 次

1 基本方針	1
2 水道事業の概要	1
3 原水の水質状況	1
4 水質検査を行う地点・項目・頻度	2
5 水質検査の信頼性及び検査結果	5
6 水質検査計画及び検査結果の公表	5
7 関係機関との連携	5



1 基本方針

この水質検査計画は、水道法に定められた規定により毎事業年度開始前に策定することとなっています。

山武郡市広域水道企業団では、水道需要者の皆様が安心して飲んでいただける水道水の供給を最優先に考え、水道法に基づいた適切な水質検査を実施しております。

水質検査項目は、水道法で義務付けられており、「毎日検査項目」及び「水質基準項目」のほか、水質管理上留意すべき「水質管理目標設定項目」について行います。

このように令和8年度の水質検査も透明性を確保し、適正に水質検査が実施されていることを水道需要者の皆様にご理解いただけるよう、検査項目等を明記した水質検査計画を作成し、その検査結果を随時公表してまいります。

2 水道事業の概要

当企業団の水道事業の概要は、次のとおりです。

(1) 給水区域

東金市、山武市の一部、大網白里市、九十九里町、横芝光町の一部

(2) 水源及び浄水方法

水道用水供給事業者である千葉県企業局は、利根川水系栗山川より取水した表流水を水道法で定められた水質基準内に浄水処理しています。

当企業団では千葉県企業局から全量受水し、各配水場を経由して水道需要者の皆様へ給水しています。

(3) 配水場の名称及び所在地

大網配水場 大網白里市小西(東金浄水場から受水)

東金配水場 東金市大豆谷 (")

松尾配水場 山武市松尾町蕪木(光浄水場から受水)

3 原水の水質状況

千葉県企業局が取水している利根川水系栗山川表流水は、上流の生活排水等の影響を受け易い状況下であり、決して良好な水源とはいえません。

時には、次のような問題が生じる場合があります。

(1) カビ臭の発生

春から夏にかけて原水中の植物プランクトン等の異常発生により、カビの臭いが感じられることがあります。

(2) トリハロメタン濃度の上昇

水中の有機物と消毒用の塩素が反応してトリハロメタンが生成されるもので、水温が上昇する夏季にその濃度が高くなる場合があります。

(3) 水源水質事故による影響

水源となる河川は、油の流出事故等で水質異常が発生する場合があります。

このような問題への対策として、千葉県企業局では、水源の状況に応じて適切な浄水処理及び水質管理を行っております。

当企業団では千葉県企業局より全量受水していることから、千葉県企業局に対し確実な浄水処理を要望すると共に、当企業団においても給水栓の末端まで水質基準に適合した水道水が供給できるよう、本水質検査計画に基づき検査を実施することで水質管理を行ってまいります。

4 水質検査を行う地点・項目・頻度

当企業団では、過去の結果を考慮して令和8年度水質検査を下記のとおり実施いたします。

- (1) 検査機関
 - ・水道法第20条第3項に規定する水質検査機関(以下、登録水質検査機関)
 - ・千葉県企業局(公的機関)
- (2) 採水地点
 - ・水質基準項目(52項目)及び水質管理目標設定項目(2項目)の検査
採水地点:東金市季美の森東、大網白里市北今泉、山武市松ヶ谷、
山武市蓮沼イ、横芝光町長山台、東金市滝沢
 - ・毎日検査項目(色・濁り・消毒の残留効果)
採水地点:大網白里市季美の森南、大網白里市四天木、東金市日吉台、
九十九里町不動堂、山武市松尾町八田、横芝光町新島

(3) 試料の採取及び運搬

試料の採取及び運搬は、委託検査機関の検査員が行います。試料の採取方法は、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法(平成15年厚生労働省告示第261号)」に基づき実施します。また、試料の運搬は、クーラーボックス等に入れ冷蔵し、破損防止の措置を施して運搬します。検査機関までの搬入時間は、最初の試料採水後、法令で12時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間内とします。

(4) 水質検査項目と検査回数

水質検査項目、検査回数について、水道法に基づき「毎日検査項目」及び「水質基準項目」、水質管理上留意すべき「水質管理目標設定項目」について、法令で定められた頻度を基本とし、以下のとおり実施します。

- ・水質基準項目No.3～5、7、8、13～19、21、33、36、38、42、46については、過去3年間のすべての検査結果が基準値の1/10以下であり3年に1回とすることができますが、1年に1回検査を行います。
- ・水質基準項目No.9については、過去3年間のすべての検査結果が基準値の1/10以下であり3年に1回とすることができますが、栗山川流域において、汚染物質の流入の可能性があるため、1年に4回検査を行います。なお、浄水場においては、年12回行っています。
- ・水質基準項目No.12については、過去3年間のすべての検査結果が基準値の1/5以下であり1年に1回とすることができますが、平成30年度以前において値が1/5以上であったことを考慮して、1年に4回行います。
- ・水質基準項目No.20については、過去2年間の検査結果がいずれも基準値の1/10以下であり、今年度の結果も同様となった場合には、来年度から検査頻度を3年に1回とすることができますが、1年に1回検査を行う予定です。
- ・かび臭の原因物質(水質基準項目No.43、44)については、発生時期5～8月に月1回検査を行います。

- ・水質基準項目No.35、37、40、41については、年4回とすることができますが、赤水の原因や水質変化を監視するため月1回検査を行います。
- ・水質管理目標設定項目については、検査の義務はありませんが水質管理上留意したほうが良いとされるため、年4回検査を行います。

水質検査予定表

	項 目	検査機関	年 12 回	年 4 回	年 1 回
基準項目 01	一般細菌	委託	○		
基準項目 02	大腸菌	委託	○		
基準項目 03	カドミウム及びその化合物	委託			○
基準項目 04	水銀及びその化合物	委託			○
基準項目 05	セレン及びその化合物	委託			○
基準項目 06	鉛及びその化合物	委託		○	
基準項目 07	ヒ素及びその化合物	委託			○
基準項目 08	六価クロム化合物	委託			○
基準項目 09	亜硝酸態窒素	委託		○	
基準項目 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	委託		○	
基準項目 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	委託		○	
基準項目 12	フッ素及びその化合物	委託		○	
基準項目 13	ホウ素及びその化合物	委託			○
基準項目 14	四塩化炭素	委託			○
基準項目 15	1,4-ジオキサン	委託			○
基準項目 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	委託			○
基準項目 17	ジクロロメタン	委託			○
基準項目 18	テトラクロロエチレン	委託			○
基準項目 19	トリクロロエチレン	委託			○
基準項目 20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	委託		○	
基準項目 21	ベンゼン	委託			○
基準項目 22	塩素酸	委託		○	
基準項目 23	クロロ酢酸	委託		○	
基準項目 24	クロロホルム	県水		○	
基準項目 25	ジクロロ酢酸	委託		○	
基準項目 26	ジブロモクロロメタン	県水		○	
基準項目 27	臭素酸	委託		○	
基準項目 28	総トリハロメタン	県水		○	
基準項目 29	トリクロロ酢酸	委託		○	
基準項目 30	ブロモジクロロメタン	県水		○	
基準項目 31	ブロモホルム	県水		○	
基準項目 32	ホルムアルデヒド	委託		○	

基準項目 33	亜鉛及びその化合物	委託			○
基準項目 34	アルミニウム及びその化合物	委託		○	
基準項目 35	鉄及びその化合物	委託	○		
基準項目 36	銅及びその化合物	委託			○
基準項目 37	ナトリウム及びその化合物	委託	○		
基準項目 38	マンガン及びその化合物	委託			○
基準項目 39	塩化物イオン	委託	○		
基準項目 40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	委託	○		
基準項目 41	蒸発残留物	委託	○		
基準項目 42	陰イオン界面活性剤	委託			○
基準項目 43	ジェオスミン	委託		○	
基準項目 44	2-メチルイソボルネオール	委託		○	
基準項目 45	非イオン界面活性剤	委託		○	
基準項目 46	フェノール類	委託			○
基準項目 47	有機物(TOC)	委託	○		
基準項目 48	pH値	委託	○		
基準項目 49	味	委託	○		
基準項目 50	臭気	委託	○		
基準項目 51	色度	委託	○		
基準項目 52	濁度	委託	○		
管理項目 13	ジクロロアセトニトリル	委託		○	
管理項目 14	抱水クロラール	委託		○	

※ 検査機関 委託・・・登録水質検査機関
 県水・・・千葉県企業局(公的機関)

(4) 臨時の水質検査

次の状況が発生した場合、臨時の水質検査を実施します。

なお、検査項目は状況に応じて決定します。

- ① 給水区域及びその周辺等に消化器系感染症等が流行しているとき
- ② 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- ③ その他、必要があると認められるとき

5 水質検査の信頼性及び検査結果

当企業団は水質検査施設を有しないため、一部検査(残留塩素測定等簡易的なもの)を除き水道法第20条第3項に規定する登録水質検査機関及び公的機関に委託しています。

登録水質検査機関については、水道 GLP 又はISO/IEC17025の取得等を選定条件としています。

また、登録水質検査機関及び公的機関への立入調査等の実施により、業務内容の確認を行います。

6 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画及び検査結果について、ホームページに掲載します。

7 関係機関との連携

水質事故等が発生した場合は、水質事故対策実施要領等に基づき、速やかに関係機関へ連絡するとともに、配水管の洗浄、広報や応急給水等の必要な措置について、適切に対応いたします。

※ ご意見がありましたら当企業団まで連絡をください。

山武郡市広域水道企業団 施設課

電話番号 0475-52-4504

E-mail haisuijo@water-sansui-ki.jp